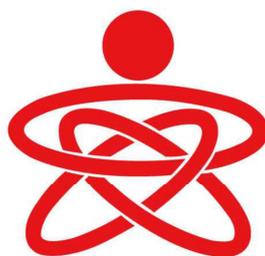


劇場・音楽堂等活性化事業

— 劇場・音楽堂等間ネットワーク構築支援事業 —

応募要領



文化庁

Agency for Cultural Affairs,
Government of Japan

平成28年11月

文化庁文化部芸術文化課

文化活動振興室劇場音楽堂担当

要望書の提出期限及び提出方法等

【提出期間】平成28年11月9日（水）～平成28年11月28日（月）（消印有効）

【提出先】〒105-0022

東京都港区海岸1-16-1 ニューピア竹芝サウスタワー

株式会社富士通総研（FRI）公共事業部

「劇場・音楽堂等活性化事業」事務局

※ 提出方法は<特定記録郵便>又は<簡易書留>による郵送のみ。（持参不可）

※ 封筒の表に『平成29年度劇場・音楽堂等活性化事業（NW）要望書在中』と朱書きしてください。

目 次

I	補助事業の内容 ～事業の趣旨、補助の対象、補助金の額等について～	1
1	事業の趣旨	1
2	事業期間	1
3	補助の対象となる者	2
4	補助の対象となる事業	2
5	補助金の額	3
6	補助対象経費	5
7	他の助成プログラムへの応募について	7
8	採択見込数	7
II	応募内容の審査 ～審査の仕組みと審査後の手続等について～	8
1	審査の仕組み	8
2	審査後の手続	8
3	事業実施後の評価	9
4	事業名称等の表記	9
5	広報等への協力	9
6	文化プログラムへの参画について	10
7	関係書類の保管、執行状況調査	10
8	不正行為に係る処分	11
III	要望書の提出 ～要望書の記入と提出書類について～	12
1	提出書類	12
2	要望書の提出期限及び提出方法等	13
IV	参考資料	15
1	文化芸術振興費補助金（劇場・音楽堂等活性化事業）交付要綱	15
2	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律	23
3	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（抄）	30
V	要望書の様式、記入要領	33

劇場・音楽堂等間ネットワーク構築支援事業 応募要領

本補助事業は、平成29年度概算要求に基づき募集を行うものです。今後の予算編成の状況によっては、内容の変更や、規模の縮小、スケジュールの遅れ等が生じる場合がありますので、あらかじめ御了承の上、応募してください。

また、内容の変更等が生じた場合には、応募書類の再提出や、関係書類・資料の追加提出を求めることもありますので、御承知おき願います。

I 補助事業の内容 ～事業の趣旨、補助の対象、補助金の額等について～

1 事業の趣旨

「劇場・音楽堂等活性化事業」は、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」（平成24年法律第49号。以下「劇場法」（※1）といいます。）及び同法第16条に基づく「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針」（平成25年文部科学省告示第60号。以下「指針」（※1）といいます。）の目的・内容を踏まえ、我が国の文化拠点である劇場、音楽堂等（※2）が行う、音楽、舞踊、演劇等の実演芸術（※3）の創造発信や、専門的人材の養成、普及啓発に対する支援を行うこと等により、我が国の劇場、音楽堂等の活性化と実演芸術の水準向上を図るとともに、地域コミュニティの創造と再生を推進することを目的としています。

※1 劇場法及び指針は下記のウェブサイトでご覧いただけます。

http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/geijutsu_bunka/gekijo_ongakudo/

※2 「劇場、音楽堂等」とは、文化芸術に関する活動を行うための施設及びその施設の運営に係る人的体制により構成されるもののうち、その有する創意と知見をもって実演芸術の公演を企画し、又は行うこと等により、これを一般公衆に鑑賞させることを目的とするものをいいます（劇場法第2条第1項）。本補助事業では、以下「劇場・音楽堂等」と表記します。

※3 「実演芸術」とは、実演により表現される音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、演芸その他の芸術及び芸能をいいます（劇場法第2条第2項）。

本応募要領の「劇場・音楽堂等間ネットワーク構築支援事業」（以下「本補助事業」といいます。）では、劇場・音楽堂等相互の連携・協力を促進するとともに、国民がその居住する地域にかかわらず等しく実演芸術を鑑賞できるよう、劇場・音楽堂等又は実演芸術団体が企画制作する実演芸術の巡回公演に対する支援するとともに、全国津々浦々で日本の多彩な実演芸術を、外国人も鑑賞できる機会を増やすことために、多言語で提供する巡回公演に対しても支援します。

2 事業期間

平成29年4月1日（土）～平成30年3月31日（土）

3 補助の対象となる者

劇場・音楽堂等又は実演芸術団体が主体となって実施する巡回公演(「4 補助の対象となる事業」参照)を企画・制作し、かつ経理事務を代表する劇場・音楽堂等又は実演芸術団体であって、以下の要件を全て満たす者とします。

(1) 劇場・音楽堂等

- ① 劇場・音楽堂等を設置する者又は運営する者であって(以下、前者を「設置者」、後者を「運営者」といいます。)、次のいずれかの要件を満たす者。
 - ア 地方公共団体
 - イ 法人格を有する者
- ② 主催公演の芸術的内容に関する責任者(芸術監督等)を配置していること。
- ③ 実演芸術に関する企画・制作について相当の実績を有すること。
- ④ 会計責任者を置くとともに、これとは別に、本補助事業に係る会計関係書類をチェックする監査責任者を置き、会計処理を適正かつ正確に行える体制を有していること。

(2) 実演芸術団体

- ① 我が国の実演芸術団体であり、その実演芸術団体を構成する出演者・スタッフ等に高い専門性があり、以下のいずれかに該当する者。
 - ア 法人格を有する者であって、原則として自ら一定数以上の実演家を擁する者
 - イ 法人格を有しないが、次の要件を満たしている者
 - 主たる構成員が芸術家又は実演芸術団体であること。
 - 定款、寄附行為に類する規約等を有し、次の3点について明記されていること。
 - ・団体の意志を決定し、執行する組織が確立されていること。
 - ・自ら経理し、監査する等会計組織を有すること。
 - ・団体活動の本拠地としての事務所を有すること。
 - 平成29年4月1日現在において、団体設立後3年以上の実演芸術活動実績を有すること。
- ② 会計責任者を置くとともに、これとは別に、本補助事業に係る会計関係書類をチェックする監査責任者を置き、会計処理を適正かつ正確に行える体制を有していること。

※ (1)と(2)のいずれか又は両者を構成団体とする場合であっても、実行委員会名義等による応募はできません。

4 補助の対象となる事業

劇場・音楽堂等又は実演芸術団体が主体となって企画・制作する質の高い実演芸術の公演を、複数の都道府県内の劇場・音楽堂等を巡回して実施する場合、当該巡回公演に要する旅費及び運搬費に対して補助します。また、多言語対応公演に関しては、当該巡回公演に要する旅費及び運搬費に加えて、文芸費(翻訳料)、舞台費(多言語対応にかかる賃借料)及び謝金(翻訳謝金)に対しても補助します。(*1) (*2) (*3)

(1) 原則として以下の要件を全て満たすこと。

- ① 我が国の劇場・音楽堂等又は我が国の実演芸術団体が企画・制作する質の高い実演芸術(音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、演芸、多言語対応)の公演であること。
- ② 公演を実施する場所が原則として劇場・音楽堂等であること。
- ③ 複数の都道府県内を巡回して実施する公演であること。(*1) (*2) (*3)
- ④ 巡回先の各劇場・音楽堂等で行う公演の内容は、同一のものであること。(*4)
- ⑤ 公演の対象(観客等)が社会的に開かれたものであること。

⑥ 対象とする公演が、外国人も鑑賞できるよう、多言語（英語等）による公演パンフレットの配布や多言語（英語等）による字幕表示板の設置、多言語（英語等）による音声ガイド機器の導入等の工夫が図られた公演であること（多言語対応公演に限る）。

※1 一つの都道府県内に所在する複数の劇場・音楽堂等のみを巡回して実施する場合は、補助対象となりません。

※2 東京都内の劇場・音楽堂等で実施する公演については、実演芸術の鑑賞機会が東京都に偏在している現状に鑑み、補助対象外とします。

※3 原則として巡回先の劇場・音楽堂等を連続して移動する公演を補助対象としますが、日程の都合等合理的な理由がある場合には、連続して移動することができない場合であっても、補助対象とします。

※4 巡回先の劇場・音楽堂等の事情や日程の都合等により公演内容の一部が異なる場合であっても、演目、演出、出演者その他公演内容を構成する主要な要素から判断して同一内容の公演と考えられる場合には、補助対象とします。

(2) 補助の対象とならない事業

以下の事業については、補助対象になりません。

ア 海外での公演

イ 慈善事業等への寄附を目的とする公演

ウ 企業名等を事業名に付した公演（いわゆる「名称冠公演」）

エ 実演芸術の公演等のメディア（DVD、映画、インターネット、印刷物等）による配布、上映、配信等を主な目的とする事業

オ 実演芸術以外の事業（美術や工芸品の展示、映画上映、ファッションショー等）

カ 宗教的又は政治的な宣伝意図を有する公演

キ コンクール、コンサートを主たる目的とする活動

ク 外国語公演を日本語翻訳し、その字幕を表示する公演（多言語対応公演に限る）

5 補助金の額

(1) 補助金の額は、補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」といいます。）に要する旅費、運搬費及び多言語対応公演においては、文芸費（翻訳料）、舞台費（多言語対応に係る賃借料）及び謝金（翻訳謝金）の合計額（課税事業者については、消費税等仕入控除税額を控除した額）を上限とし、かつ文化庁の本補助事業の予算の範囲内とします。（※1）（※2）

※1 本補助事業においては、巡回先の劇場・音楽堂等に移動する上で必要となる費目に限定して補助するものとし、巡回公演を構成する個々の公演に必要な出演費や舞台費、会場費等については、チケット収入や巡回先の劇場・音楽堂等の分担金収入等の自己収入で賄うものとします。

※2 補助対象経費については、「6 補助対象経費」を参照してください。

(2) 留意事項

① 補助金の額は、文化庁の本補助事業予算の範囲内で決定されるとともに、審査の結果が補助金の額に反映されるため、要望額全てを満たすとは限りません。

② 原則として補助金は、各事業を構成する個々の公演等の終了後に順次支払うのではなく、交付決定された全ての補助事業終了後に一括して補助金額の支払の手続を行います。概算払については、関係省庁と協議し、承認された場合のみ可能となります。

③ 採択後に補助金交付要望書及び補助金交付申請書の記載内容から、巡回先の劇場・音楽堂等や出

演者等に大幅な変更が生じた事業については、補助対象外となり、補助金の額の算定の対象から除外されます。補助金交付要望書及び補助金交付申請書の作成に当たっては、実現可能な内容を記載してください。

- ④ 採択後に補助金交付要望書及び補助金交付申請書の記載内容から大幅な変更が生じた事業については、補助対象外となり、補助金の額の算定の対象から除外されます。補助金交付要望書及び補助金交付申請書の作成に当たっては、実現可能な内容を記載してください。
- ⑤ 補助金交付要望書又は補助金交付申請書の提出後、事業内容に変更があった場合には、速やかに文化庁へ変更承認の手続きを行ってください。
- ⑥ 補助事業終了後、補助金実績報告書と補助金交付要望書及び補助金交付申請書に記載されている事業計画を比較し、経費の減額や事業計画の変更又は虚偽の報告等が認められる場合は、採択の取消し、補助金の減額又は返還を求めることがあります。
- ⑦ 消費税及び地方消費税については、税率8%を前提として応募してください。

6 補助対象経費

(1) 補助対象となる経費

補助対象となる経費は、補助対象事業及び当該事業の準備に要する経費のうち、次に掲げる経費とします。金額は、見積書等により積算根拠を明確にした上で計上してください。

項 目	内 訳
文芸費	翻訳料(日本語を多言語にするための経費に限る) ※多言語対応公演に限る
舞台費	多言語対応(日本語によるものを除く)に係る賃借料 (多言語表記のための字幕表示板や多言語による音声ガイド等の鑑賞環境整備に係る賃借料) ※多言語対応公演に限る
運搬費 (※1)	道具運搬費、楽器運搬費等
旅費 (※1)(※2)	国内における交通費 ^(※3) 、宿泊費 ^(※4) 、日当 ^(※5) 、バス借上げ費 ^(※6)
謝金	翻訳謝金 ※多言語対応公演に限る

※1 旅費・運搬費の共通留意事項

- 巡回公演を実施する際、巡回先の劇場・音楽堂等に移動するのに要する出演者・スタッフの国内における旅費及び道具等の運搬費を補助対象とします。
- 巡回公演を構成する公演のうち東京都内の劇場・音楽堂等における公演が含まれる場合、東京都内での当該公演に要する旅費及び運搬費は補助対象となりません。
- 巡回公演終了後、撤収するのに要する旅費及び運搬費は補助対象とします。また、日程の都合等合理的な理由により、劇場・音楽堂等を連続して移動することができない場合の一時的な撤収に要する旅費及び運搬費についても補助対象とします。
- 巡回公演を構成する公演の中に、文化庁の他の補助事業、芸術文化振興基金の助成金等による助成を受ける公演がある場合、当該助成を受ける公演に係る旅費又は運搬費は補助対象となりません。

※2 旅費の共通留意事項

- 事務打合せ、稽古等に係る旅費は補助対象となりません。
- 巡回公演を構成する全ての公演を巡回する出演者・スタッフのほかに、一部の公演にのみ巡回する出演者・スタッフがいる場合、当該出演者・スタッフの旅費についても補助対象とします。ただし、公演地ごとに参加する現地出演者・スタッフ(市民合唱団やボランティアスタッフ等)の旅費は補助対象となりません。

※3 交通費は、巡回公演を実施する上で経済的かつ合理的な経路及び方法に限ります。

※4 宿泊費は、「旅費業務に関する標準マニュアル」(2008年11月各府省等申合せ、2010年8月改訂)に基づき、10,900円を上限とし、実際に利用した宿泊費と規定する宿泊費の額のいずれか低い額を補助対象とします。

※5 旅費及び謝金を計上する場合、各団体の旅費支給規定等を確認する場合があります。

※6 バス借上げ費は、出演者・スタッフが巡回先の劇場・音楽堂等に移動する上で、やむを得ない理由がある場合に限り、補助対象とします。

(2) 補助対象とならない経費

○国際航空賃 ○航空・列車・船舶運賃の特別料金（ファーストクラス料金、グリーン料金等） ○タクシー代 ○自社所有車両の運転・荷降ろし要員の経費 ○出演費 ○音楽費 ○文芸費（多言語対応公演に限り、翻訳料を除く） ○舞台費（多言語対応公演に限り、多言語対応に係る賃借料を除く） ○会場費 ○謝金（多言語対応公演に限り、翻訳謝金を除く） ○宣伝費 ○印刷費 ○事務所維持費（生活雑貨、医薬品、光熱水費等含む） ○職員給与 ○印紙代 ○振込手数料 ○楽器・楽譜購入費 ○キャンセル料 ○事務機器・事務用品等の購入・借用費 ○電話代 ○ビザ取得経費 ○ホームページ運用費 ○交際費・接待費 ○予備費 ○取材等に係る経費 ○レセプション・パーティーに係る経費 ○打ち上げ費 ○飲食に係る経費(※) ○記念品代 ○賞品・賞金代 ○保険料 ○備品等購入費 ○その他諸経費 等

※ 旅費として通常認められる範囲の経費は、補助対象経費に計上することができます。

7 他の助成プログラムへの応募について

(1) 補助を受けようとする同一内容（演目・日程・会場、等）の事業について、文化庁の他の補助事業及び芸術文化振興基金に応募することはできません。また、既に応募されている場合には、本補助事業には応募することはできません。

※共同制作支援事業への応募についても応募することはできません。

(2) 補助を受けようとする同一内容の事業については、事業を共同で主催する別の団体から応募した場合であっても、文化庁の他の補助事業（トップレベルの舞台芸術創造事業を含みます。）又は芸術文化振興基金（舞台芸術等の創造普及活動）から重複して補助を受けることはできません。

8 採択見込数

平成29年度の採択数については、予算の状況、要望額、応募件数にもよりますが、おおむね65件程度を採択予定としています。

Ⅱ 応募内容の審査 ～審査の仕組みと審査後の手続等について～

1 審査の仕組み

提出された要望書に基づき、学識経験者等で構成する協力者会議に諮り、文化庁長官が決定します。

審査に当たっては、企画内容について、本補助事業の趣旨、要件に沿った内容となっているか、本補助事業を実施する団体としてふさわしい団体かといった視点で、以下に掲げる審査の視点により点数化して総合的に評価します。審査の結果によっては、補助金額を減額する場合や不採択とする場合があります。

◆審査の視点◆

① 巡回公演の実施計画について

- i 創造性、企画性、特色性の観点から優れた質が確保された実演芸術の巡回公演であるか
- ii 国民がその居住する地域にかかわらず等しく実演芸術を鑑賞する機会を提供するものとして、相当の効果が期待できる巡回公演であるか
- iii 劇場・音楽堂等間の連携・協力を推進するものとして、相当の効果が期待できる巡回公演であるか
- iv 積算経費は妥当か
- v 効率的な巡回経路となっているか
- vi 多言語対応公演においては、外国人がその居住、訪問、滞在する地域にかかわらず、実演芸術を鑑賞する機会を提供するものとして、相当の効果が期待できる巡回公演であるか

② 劇場・音楽堂等、実演芸術団体について

- i 劇場・音楽堂等又は実演芸術団体を構成する出演者・スタッフ等に高い専門性が認められるか
- ii 過去において、優れた質が確保された実演芸術の公演実績が認められるか
- iii 相当程度の規模と構成員を擁し、相当規模以上の巡回公演を実施しうる劇場・音楽堂等、実演芸術団体であるか
- iv 財務状況は適切か

2 審査後の手続

(1) 審査結果の通知

応募のあった事業の審査結果については、平成29年3月中旬をめぐり、採択・不採択に関わらず文書により通知します。電話による問合せには応じられません。

(2) 補助金交付申請書の提出

- ① 審査の結果、採択となった劇場・音楽堂等は、これを受諾した場合、補助金交付申請書に関係書類を添えて、別に定める期日までに文化庁へ提出する必要があります。
- ② 補助金交付申請書の様式や必要な関係書類については、採択となった劇場・音楽堂等へ改めて通知します。
- ③ 文化庁は、補助金交付申請書を審査し、補助金を交付すべきものと認めたものについて交付決定を行います。

(3) 補助金の額の確定（精算）

- ① 採択された全ての事業終了後には、補助金実績報告書等を提出していただき、補助金交付申請書

に記載されている事業計画どおりに実施されているか等について審査します。補助金の額は、交付決定額の範囲内で補助金実績報告書等に基づき補助金額を確定し、補助金確定通知書により採択となった劇場・音楽堂等へ通知します。

補助金実績報告書の様式等、事業終了後に必要となる書類については、採択となった劇場・音楽堂等へ改めて通知します。

- ② 精算時において、補助対象経費が補助金交付申請書に記載の額より少なくなった場合には、文化庁からの補助金の額が減額となります。

(4) 補助金の交付

原則として、補助金の交付（支払）は、実績報告書を審査の上、補助金の額の確定後に行います。概算払は関係省庁と協議し、承認された場合のみ可能となります。

3 事業実施後の評価

採択された劇場・音楽堂等には、事業実施後に指針を踏まえ自己評価を実施していただき、文化庁に報告していただきます。

4 事業名称等の表記

採択された劇場・音楽堂等には、事業に関するポスター、チラシ、プログラム等に、「平成29年度文化庁劇場・音楽堂等活性化事業」の記載及び「文化庁シンボルマーク」の表示をお願いします。

<表示例>



平成29年度文化庁劇場・音楽堂等活性化事業

※英語表記

Supported by the Agency for Cultural Affairs, Government of Japan in the fiscal 2017

5 広報等への協力

採択となった劇場・音楽堂等には、文化庁が行う文化振興施策の広報協力を依頼することがあります。

その際には、採択となった劇場・音楽堂等の行う事業・活動の成果を取りまとめた映像・写真や広報用資料等の提出をお願いします。これら映像等については、文化庁のウェブサイトや広報宣伝媒体、各種会議等において使用することもありますので、あらかじめ御了承ください。

6 文化プログラムへの参画について

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以後、東京2020大会）は、スポーツの祭典のみならず文化の祭典です。「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）」においても、東京2020大会を我が国の文化財や伝統等の価値を世界に発信するとともに、文化芸術が生み出す社会への波及効果を生かして諸課題を乗り越え、成熟社会に適合した新たな社会モデルの構築につなげていくまたとない機会ととらえており、リオ大会後から、全国の自治体や芸術家等との連携の下、文化プログラムを全国各地で推進していくことを謳っています。

文化庁としては、東京2020大会を契機に、文化プログラムを推進することを重点政策ととらえており、文化庁の補助事業に申請される団体等におかれましては、多様な文化プログラムを実施するとともに、可能な限り、文化プログラムに関する認証プログラムへの申請をお願いいたします。

《認証プログラム》

1. 東京2020文化オリンピアド（公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会）政府、開催都市、会場関連自治体、大会スポンサー等の東京2020大会に関連の強いステークホルダーが実施する事業（東京2020公認文化オリンピアド）や、地方公共団体（会場関連自治体を除く）や独立行政法人を含む非営利団体が実施する、東京2020大会の機運を醸成し、オリンピック・パラリンピックムーブメントを裾野まで広げる事業（東京2020応援文化オリンピアド）が対象です。公認文化オリンピアドは2016年10月から開始され、応援文化オリンピアドは2017年度より本格的に開始（2016年10月から一部先行開始）される予定です。

○東京2020組織委員会ホームページ <https://tokyo2020.jp/>

2. beyond2020プログラム（内閣官房東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会推進本部事務局）民間企業を含む様々な主体が実施する、2020年以降を見据えたレガシー創出に資する事業が対象です。
当局からの正式な案内はされていませんが、本年晩秋以降に開始される模様です。

○東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会推進本部ホームページ
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020_suishin_honbu

※各認定プログラムの詳細は、各関係機関のホームページ等で詳細をご確認ください。

7 関係書類の保管、執行状況調査

補助を受けた事業については、当該事業に関する帳簿及び関係書類、銀行振込明細等の証拠書類等を5年間（平成35年3月末まで）、善良な管理者の注意をもって保管する必要があります。

また、会計検査院及び文化庁による執行状況調査の対象になります。

8 不正行為に係る処分

経費の虚偽申告や過大請求等による補助金の受給等、不正行為をした場合には、採択の取消し、補助金の全部又は一部の返還、加算金の納付、不正行為の公表、補助金の交付停止措置、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)の罰則が科せられる場合があります。

また、本補助事業において、補助金の不正受給等があった場合には、「芸術活動支援等事業において不正行為等を行った芸術団体等の応募制限について」(平成22年9月16日文化庁長官決定)に基づき、応募制限を行います。

芸術活動支援等事業において不正行為等を行った芸術団体等の応募制限について

平成22年9月16日

文化庁長官決定

文化庁が芸術活動への支援等のために公募により行う事業について、芸術団体等による支援金等の不正受給等があった場合、下記のとおり応募制限を行う。

記

- (1) 虚偽の申請や報告による支援金等の不正な受給、支援金等の他の事業・用途への流用、私的流用：
応募制限期間4～5年
- (2) 調査に応じない、調査に必要な書類の提出に応じない、その他文化庁の調査を妨害したと認められる場合：応募制限期間2～3年
- (3) 文化庁以外の他の機関が行う支援事業において不正行為等を行ったことが判明した場合は、上記(1)、(2)に準じて取り扱う。

なお、文化庁において、「芸術文化に係る補助金等の不正防止に関するまとめ」を取りまとめております。併せて御参照ください。

※「文化芸術に係る補助金等の不正防止に関するまとめ」

http://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/pdf/h24_hojokin_fusei_matome.pdf

Ⅲ 要望書の提出 ～要望書の記入と提出書類について～

1 提出書類

(1) 必ず提出

① 平成29年度「劇場・音楽堂等活性化事業」補助金交付要望書

- ア 様式1 応募団体の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
- イ 様式2 公演団体の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
- ウ 様式3 巡回公演の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
- エ 様式4 補助対象公演の実施計画書・・・・・・・・・・1部
- オ 様式5 巡回公演の日程表・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
- カ 様式6-I 予算計画書【補助対象経費】・・・・・・・・・・1部
※多言語対応公演用とそれ以外とで様式が異なります。
- キ 様式6-II 予算計画書【補助対象事業・全体計画】・・・・・・・・1部

- ② 応募者となる劇場・音楽堂等の運営者又は実演芸術団体の平成28年度の主な主催事業・活動に関するチラシ等
- ③ 応募者となる劇場・音楽堂等の運営者又は実演芸術団体の定款、寄附行為又はこれらに類する規約等
- ④ 補助対象となる公演を実施する全ての劇場・音楽堂等の施設に関するパンフレット等（写しでも可）

(2) 様式の入手方法

提出書類の様式は、「劇場・音楽堂等活性化事業」専用ウェブサイトからダウンロードしてください。
「劇場・音楽堂等活性化事業」専用ウェブサイト <http://www.gekijo.bunka.go.jp/about/>

(3) 提出に当たっての留意事項

- ① 巡回公演の企画・制作及び経理事務を統括する劇場・音楽堂等又は実演芸術団体が、応募書類を取りまとめて提出してください。
- ② 一つの団体が複数の巡回公演を応募する場合は、それぞれの巡回公演につき、要望書を1部ずつ提出してください。
- ③ 補助金交付要望書の様式についてはA4判、片面印刷（両面印刷不可）に統一し、各1部ずつ提出してください。また、様式1の1枚目を1ページ目として、通してページ番号を付してください。
- ④ 補助金交付要望書の様式以外の提出書類については、コピーによる提出も可能としますが、その場合においても、A4判、片面印刷（両面印刷不可）に統一してください（施設のパンフレット、公演のチラシ等についてはこの限りではありません。）。また、ページ番号は不要です。
- ⑤ 補助金交付要望書は文字の大きさを9ポイント以上とし、各様式に収めて簡潔に記載してください。原則として、行幅の変更、行の追加は認めません。
- ⑥ 要望額について、補助事業者が課税事業者である場合は、消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額に相当する額を減額して記載してください。
- ⑦ 提出した書類については、その記載内容について問い合わせをすることがありますので、必ず写しを取り、保管するようにしてください。
- ⑧ 補助金交付要望書は、提出後の差し替えは一切認められません。
- ⑨ 補助金交付要望書は審査資料となりますので、提出後の変更が生じることのないよう、その内容について十分検討の上、作成してください。

- ⑩ 提出された書類等の返却はしません。
- ⑪ 提出は原則クリップ止めとします（ホチキス止め不可）。

2 要望書の提出期限及び提出方法等

応募者は、提出書類をそろえて、下記提出先へ郵便により提出してください。

※ 本補助事業は、株式会社富士通総研（FRI）に応募受付等事務の一部を委託しています。

◆応募書類の提出期限◆

平成28年11月28日（月）（消印有効）

※ 電子メール、FAX 及び持参による受付は行っておりません。

※ 郵便物は、「平成29年度劇場・音楽堂等活性化事業（NW）補助金交付要望書在中」と朱書きの上、「特定記録郵便」又は「簡易書留」で提出してください。

※ 11月28日（月）以降の消印の応募書類は、受領せずに返却します。

◆書類の提出先◆

〒 105-0022

東京都港区海岸1-16-1 ニューピア竹芝サウスタワー

株式会社富士通総研（FRI）公共事業部

「劇場・音楽堂等活性化事業」事務局

TEL：03-5401-8437

E-mail：fri-gekijo@ml.jp.fujitsu.com

◆事業に関する問合せ先◆

文化庁 文化部 芸術文化課 文化活動振興室 劇場音楽堂担当

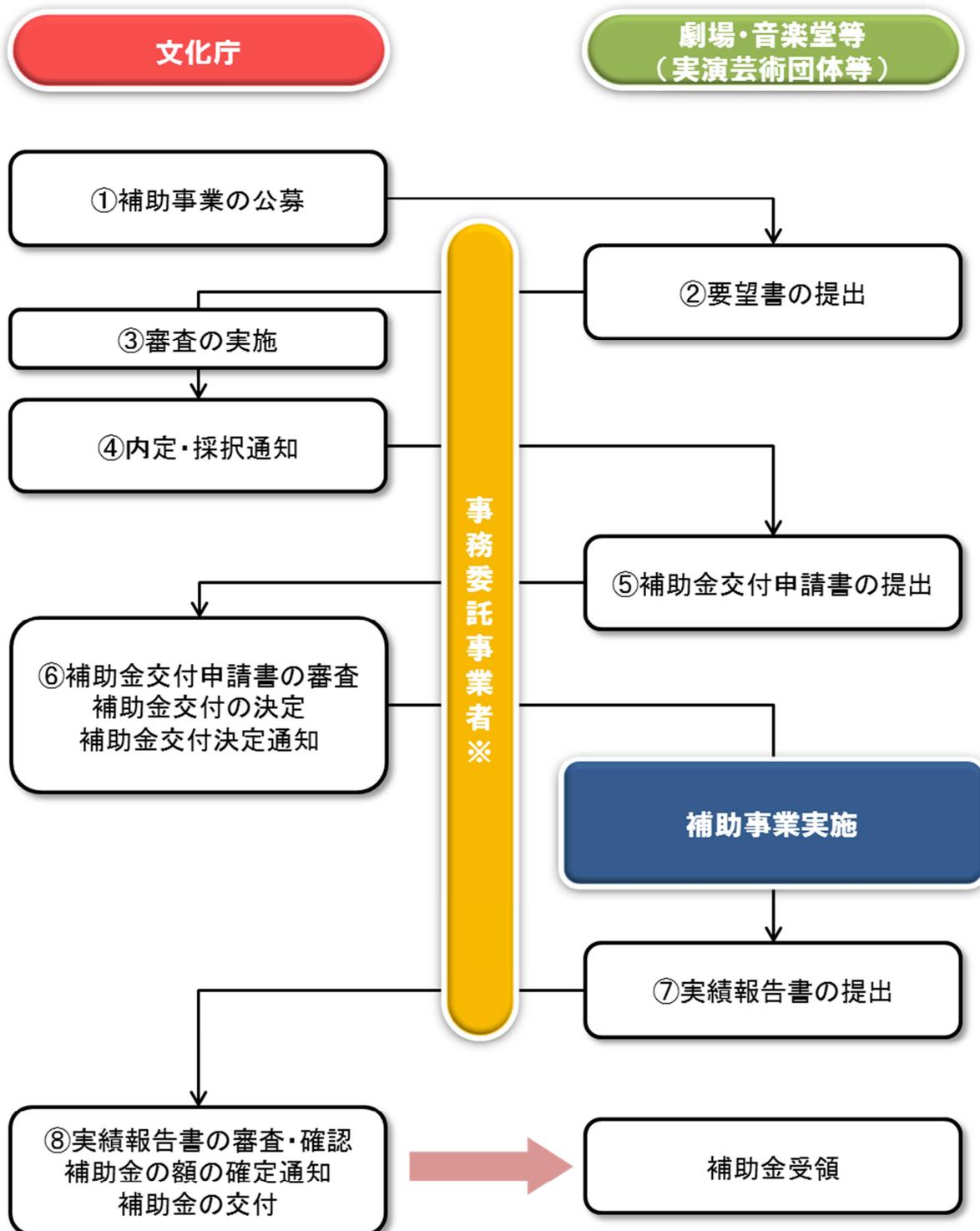
TEL：03-5253-4111（代表）

内線3163・4782 <9時30分から18時まで>

FAX：03-6734-3816

E-mail：gekijo@bunka.go.jp

【参考】 補助金交付までの流れ



※ 本事業は、株式会社富士通総研（FRI）に応募受付等事務の一部を委託しています。

IV 参考資料

1 文化芸術振興費補助金（劇場・音楽堂等活性化事業）交付要綱

平成25年5月15日
文化庁長官決定
一部改正 平成28年4月1日

(通則)

第1条 文化芸術振興費補助金（劇場・音楽堂等活性化事業）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」（平成24年法律第49号。以下「劇場法」という。）の規定を踏まえ、我が国の文化拠点である劇場・音楽堂等（劇場法第2条第1項に規定する劇場、音楽堂等をいう。以下同じ。）が行う、実演芸術（劇場法第2条第2項に規定する実演芸術をいう。以下同じ。）の公演事業、人材養成事業及び普及啓発事業並びに劇場・音楽堂等間のネットワーク形成に対して補助することにより、我が国の劇場・音楽堂等の活性化と実演芸術の水準向上を図るとともに、地域コミュニティの創造と再生を推進することを目的とする。

(交付の対象となる者)

第3条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

(1) 特別支援事業 我が国における実演芸術の水準を向上させる牽引力となるトップレベルの国内の劇場・音楽堂等を設置し、又は運営する地方公共団体又は法人

(2) 共同制作支援事業 国内の複数の劇場・音楽堂等と国内の複数又は単一の実演芸術団体（劇場法第5条に規定する実演芸術に関する活動を行う団体をいう。以下同じ。）が共同して行う公演を企画・制作し、かつ経理事務を代表する者で、次のいずれかの者

ア 芸術監督又は主催公演の芸術的内容に関する責任者を配置している国内の劇場・音楽堂等を設置し、又は運営する地方公共団体又は法人

イ 国内の実演芸術団体であり、かつ実演芸術に関する専門性を有するスタッフで構成され、相当数の実演家を擁する法人又は次の全ての要件を満たす団体

- ・主たる構成員が実演家又は実演芸術団体であること
- ・定款又は寄附行為に類する規約を有していること
- ・団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
- ・自ら経理し、監査することができる会計組織を有すること
- ・団体活動の本拠としての事務所を有すること

(3) 活動別支援事業 次のいずれかの者

ア 地域における実演芸術の振興を牽引するリーダー的役割を担う国内の劇場・音楽堂等を設置し、又は運営する地方公共団体又は法人

イ アに該当する者、地方公共団体、実演芸術団体等（劇場法第5条に規定する実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家をいう。以下同じ。）、地域住民等で構成される実行委員会

(4) 劇場・音楽堂等間ネットワーク構築支援事業 国内の劇場・音楽堂等又は国内の実演芸術団体が主体となって実施する巡回公演を企画・制作し、かつ経理事務を代表する者で、次のいずれかの者

- ア 国内の劇場・音楽堂等を設置し、又は運営する地方公共団体又は法人
- イ 国内の実演芸術団体であり、かつ実演芸術に関する専門性を有するスタッフで構成され、相当数の実演家を擁する法人又は次の全ての要件を満たす団体
 - ・主たる構成員が実演家又は実演芸術団体であること
 - ・定款又は寄附行為に類する規約を有していること
 - ・団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
 - ・自ら経理し、監査することができる会計組織を有すること
 - ・団体活動の本拠としての事務所を有すること

(交付の対象となる事業及び補助金の額)

第4条 文化庁長官は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として文化庁長官が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(1) 特別支援事業 我が国の実演芸術の水準を向上させる牽引力となるトップレベルの国内の劇場・音楽堂等が行う、国際的水準の実演芸術の公演事業、人材養成事業及び普及啓発事業であって、次に掲げるもの

ア 公演事業 劇場・音楽堂等が主体となって行う、創造性及び企画性が高く、かつ特色ある国際的水準の実演芸術の公演事業

イ 人材養成事業 劇場・音楽堂等が主体となって行う、次の実演芸術に係る人材養成のための事業又は取組

(ア) 専門的人材（劇場法第13条に規定する制作者、技術者、経営者、実演家その他の劇場・音楽堂等の事業を行うために必要な専門的能力を有する者をいう。以下同じ。）の養成事業

(イ) 地域住民、青少年、児童等を対象にした実演芸術に係る人材養成のための事業

(ウ) 大学等（大学（大学院を含む。）、短期大学、高等専門学校及び専修学校（専門課程）をいう。以下同じ。）との連携（大学等の学生を対象とする各種インターンシップの実施、又は職員を大学等に講師等として派遣する取組）

(エ) 人材養成交流（劇場・音楽堂等の職員を派遣し、若しくは受け入れることにより行う実務研修(OJT)の実施、又は劇場・音楽堂等の指導職員を招へいし、若しくは派遣することにより行う指導・研修の実施

ウ 普及啓発事業 劇場・音楽堂等が主体となって行う、実演芸術の普及啓発のための事業

(2) 共同制作支援事業 国内の複数の劇場・音楽堂等と国内の複数又は単一の実演芸術団体が共同して行う実演芸術（音楽、舞踊、演劇）の新たな創造活動（新作、新演出、新振付、翻訳初演等）による公演

(3) 活動別支援事業 地域における実演芸術の振興を牽引するリーダー的役割を担う国内の劇場・音楽堂等が主体となり、地域住民や実演芸術団体等とともに取り組む、優れた実演芸術の公演事業、人材養成事業又は普及啓発事業であって、次に掲げるもの

ア 公演事業 劇場・音楽堂等が主体となって行う、創造性及び企画性が高く、かつ特色ある優れた実演芸術の公演事業

イ 人材養成事業 劇場・音楽堂等が主体となって行う、次の実演芸術に係る人材養成のための事業又は取組

(ア) 専門的人材の養成事業

(イ) 地域住民、青少年、児童等を対象にした実演芸術に係る人材養成のための事業

(ウ) 大学等との連携（大学等の学生を対象とする各種インターンシップの実施、又は職員を大学等に講師等として派遣する取組）

(エ) 人材養成交流（劇場・音楽堂等の職員を派遣し、若しくは受け入れることにより行う実務研修(OJT)の実施、又は劇場・音楽堂等の指導職員を招へいし、若しくは派遣することにより行う指導・研修の実施

ウ 普及啓発事業 劇場・音楽堂等が主体となって行う、実演芸術の普及啓発のための事業

- (4) 劇場・音楽堂等間ネットワーク構築支援事業 劇場・音楽堂等相互の連携・協力を促進するとともに、国民がその居住する地域にかかわらず等しく実演芸術を鑑賞できるよう、劇場・音楽堂等又は実演芸術団体が企画制作する実演芸術の巡回公演

2 補助対象経費の区分及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(間接補助金)

第5条 補助事業者のうちの地方公共団体は、事業を実施するのに適した法人又は行政機関、地域住民、文化施設、企業等で構成される団体であり、かつ代表の定め、組織及び運営についての規約の定め並びに事業実施及び会計手続を適正に行う体制を有するものに補助事業の全部又は一部を実施させる場合において、その経費の全部又は一部を補助又は負担することができるものとする。

2 この要綱において「間接補助金」とは前項の規定に基づき交付される給付金を、「間接補助事業」とは間接補助金の交付の対象となる事業を、「間接補助事業者」とは間接補助金の交付の対象となる者をいう。

(申請手続)

第6条 補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書(様式1)に関係資料を添えて別に定める期日までに文化庁長官に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定の通知等)

第7条 文化庁長官は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付決定を行い、交付決定通知書(様式2)を補助事業者に送付するものとする。

2 文化庁長官は、前項の交付決定を行うに当たっては、前条第2項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付決定を行うものとする。

3 交付申請書が文化庁長官に到達してから交付決定を行うまで通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面(様式3)を文化庁長官に提出しなければならない。

(経費の効率的使用等)

第9条 補助事業者は、補助事業を遂行するために契約の締結又は支払を行う場合には、国の契約又は支払に関する規定の趣旨に従い、公正に、かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めなければならない。

(計画変更の承認等)

第10条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ補助事業内容変更承認申請書(様式4)を文化庁長官に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の総額を変更しようとするとき。ただし、補助対象経費の総額の20%以内の変更は

この限りでない。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、軽微な変更を除く。

2 文化庁長官は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

(補助事業の中止又は廃止)

第11条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、補助事業中止・廃止承認申請書(様式5)を文化庁長官に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができずと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに補助事業遅延報告書(様式6)を文化庁長官に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告及び調査)

第13条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について、文化庁長官の要求があったときは、速やかに補助事業状況報告書(様式7)を文化庁長官に提出しなければならない。

2 文化庁長官は、必要があると認めるときは、補助事業の遂行及び支出状況を調査することができる。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)したときは、完了の日(補助事業の廃止の承認を受けたときは当該承認の日)から30日を経過した日又は当該補助事業の完了した日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書(様式8)に関係書類を添えて文化庁長官に提出しなければならない。

2 前項の場合において、実績報告書の提出期限について、文化庁長官の別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。

3 補助事業者は、第1項に規定する実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を文化庁長官に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第15条 文化庁長官は、前条の報告を受けた場合には、当該実績報告書その他の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容(第10条に基づく承認をした場合は、その承認の内容)及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書(様式9)により補助事業者に通知するものとする。

2 文化庁長官は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、前項の額の確定において当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。

3 文化庁長官は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

4 前項の補助金の返還期限は、当該命令の日から20日以内とし、期限内に納付しない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定

した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書（様式10）を文化庁長官に提出しなければならない。

- 2 文化庁長官は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（交付決定の取消し等）

第17条 文化庁長官は、第11条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号に掲げる場合には、第7条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、適正化法、適正化法施行令、本要綱、補助金の交付決定の内容又は法令、告示若しくは本要綱に基づく文化庁長官の定め、処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 文化庁長官は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 3 文化庁長官は、第1項第1号から第3号までに掲げる事由により、補助金の交付決定を取り消し、前項の規定により補助金の返還を命ずる場合には、補助事業者が当該補助金を受領した日から納付の日までの期間に応じて、返還すべき金額に対し年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

- 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第15条第4項の規定を準用する。

（補助金の経理）

第18条 補助事業者は、補助事業の経理について、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を帳簿によって明らかにしておくとともに、当該帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

（補助事業者が地方公共団体である場合の補助金調書）

第19条 補助事業者が地方公共団体である場合は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする調書（様式11）を作成しなければならない。

（補助事業者が地方公共団体である場合の間接補助金交付の際に付すべき条件）

第20条 補助事業者が地方公共団体である場合において、補助事業者は間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第9条から第18条までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

別表（第4条関係）

補助事業	補助対象経費			補助金の額
	区分	細目	内訳	
(1) 特別支援事業 ア 公演事業 イ 人材養成事業 ((ア) 専門的人材の養成事業、 (イ) 地域住民、青少年、児童等を対象にした実演芸術に係る人材養成のための事業) ウ 普及啓発事業 (2) 共同制作支援事業 (3) 活動別支援事業 ア 公演事業 イ 人材養成事業 ((ア) 専門的人材の養成事業、 (イ) 地域住民、青少年、児童等を対象にした実演芸術に係る人材養成のための事業) ウ 普及啓発事業	出演・音楽・文芸費	出演費	指揮料、演奏料、ソリスト料、合唱料、舞踊家・俳優等出演料、エキストラ料、助演料等	補助対象経費の1/2以内とする。
		音楽費	作曲料、編曲料、作詞料、訳詞料、音楽制作料、音楽編集料、副指揮料、コレペティ料、調律料、楽器借料、楽譜借料、写譜料、楽譜制作料等	
		文芸費	演出料、監修料、振付料、舞台監督料、音響・照明プラン料、演出等助手料、著作権使用料、舞台美術・衣装等デザイン料、脚本料、翻訳料、原稿料、原作料、企画制作料等	
	舞台・運搬・会場費	舞台費	大道具費、小道具費、衣装費、かつら費、メイク費、履物費、照明費、音響費、字幕費、舞台スタッフ費、機材借料、舞台設営費等	
		運搬費	道具運搬費、楽器運搬費等	
		会場費	会場使用料（付帯設備費を含む。）、稽古場借料等	
	旅費・謝金・宣伝費等	旅費	国際航空運賃、国内における交通費、宿泊費、日当、バス借上げ費	
		謝金	原稿執筆謝金、翻訳謝金、会場整理員賃金、託児謝金、講師謝金、実技指導謝金、アルバイト謝金、通訳料等	
		宣伝費	広告宣伝費（新聞、雑誌、駅貼り、宣伝デザイン料等）、入場券等販売手数料、立看板費、ホームページでの告知用ウェブページ作成料等	
		印刷費	プログラム印刷費、台本印刷費、資料印刷費、入場券印刷費、チラシ印刷費、ポスター印刷費、活動記録誌、各種デザイン料等	
		諸経費	案内状送付料、録画費、録音費、写真費、会議費等	
	委託費・補助金	委託費	委託費（特定の業務を他の者に委託する際の経費で、その内訳は上記の区分・細目に該当する経費に限る。）	
		補助金	補助金、負担金、分担金、交付金 （地方公共団体が、事業を実施するのに適した法人等に補助事業の全部又は一部を実施させる場合において、その経費の全部又は一部を補助又は負担する場合に限り、かつその内訳は上記の区分・細目に該当する経費に限る。）	

補助事業	補助対象経費		補助金の額	
	細目	内訳		
<p>(1) 特別支援事業 イ人材養成事業 ((ウ)大学等との連携、(エ)人材養成交流の実施、劇場・音楽堂等の指導職員を招へい又は派遣することにより行う指導・研修の実施)</p> <p>(3) 活動別支援事業 イ人材養成事業 ((ウ)大学等との連携、(エ)人材養成交流の実施、劇場・音楽堂等の指導職員を招へい又は派遣することにより行う指導・研修の実施)</p>	謝金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大学等の学生を対象とする各種インターンシップの実施や、職員を大学等に講師等として派遣する取組に伴う代替要員雇用に係るアルバイト謝金 ○ 研修生派遣に伴う代替要員雇用に係るアルバイト謝金 	補助対象経費の合計額の範囲内、かつ別に定める単価及び週40時間以下の勤務時間の範囲内とする。	
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 研修生を受け入れる劇場・音楽堂等に対し支払う、研修生の受入れに伴い生じる指導謝金 ○ 研修生のための講義等を実施する際の外部講師に係る指導謝金 ○ 指導職員を派遣する劇場・音楽堂等に対し支払う指導謝金 	補助対象経費の合計額の範囲内、かつ別に定める単価の範囲内とする。	
	旅費	交通費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 研修生が派遣先及び派遣元の劇場・音楽堂等間を移動する際に必要な往復の交通費 ○ 指導職員が派遣先及び派遣元の劇場・音楽堂等間を移動する際に必要な往復の交通費 	補助対象経費の合計額の範囲内、かつ別に定める回数の範囲内とする。
			<ul style="list-style-type: none"> ○ 研修生のための講義等を実施する際の外部講師に係る交通費 	補助対象経費の合計額の範囲内とする。
	教材費	宿泊費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 研修生の研修先での宿泊費 ○ 外部講師の宿泊費 ○ 指導職員の派遣先での宿泊費 	補助対象経費の1/2以内、かつ別に定める額の範囲内とする。
			<ul style="list-style-type: none"> ○ 研修生のための講義等を実施する際に要する教材費 ○ 指導職員による講義等を実施する際に要する教材費 	補助対象経費の合計額の範囲内とする。

補助事業	補助対象経費		補助金の額
	細目	内訳	
(4) 劇場・音楽堂等間ネットワーク構築支援事業	文芸費 (多言語対応公演に限る)	日本語を多言語に翻訳するための翻訳料	補助対象経費の合計額の範囲内とする。
	舞台費 (多言語対応公演に限る)	日本語以外の多言語表記のための字幕表示板や日本語以外の多言語による音声ガイド等の鑑賞環境整備に係る賃借料	
	謝金 (多言語対応公演に限る)	日本語を多言語に翻訳するための翻訳謝金	
	運搬費	道具運搬費、楽器運搬費等	
	旅費	国内における交通費、宿泊費、日当、バス借上げ費	
	委託費	委託費(特定の業務を他の者に委託する際の経費で、その内訳は上記の運搬費・旅費に該当する経費に限る。)	
	補助金	補助金、負担金、分担金、交付金 (地方公共団体が、事業を実施するのに適した法人等に補助事業の全部又は一部を実施させる場合において、その経費の全部又は一部を補助又は負担する場合に限り、かつその内訳は上記の運搬費・旅費に該当する経費に限る。)	

備考

- 一 「劇場・音楽堂等間ネットワーク構築支援事業」については、巡回公演を実施する際、巡回先の劇場・音楽堂等に移動するのに要する道具等の運搬費及び出演者・スタッフの旅費を補助対象とする。
- 二 「劇場・音楽堂等間ネットワーク構築支援事業」における巡回公演を構成する公演のうちに東京都内の劇場・音楽堂等における公演が含まれる場合、東京都内での当該公演に要する費用は補助対象としない。
- 三 「劇場・音楽堂等間ネットワーク構築支援事業」における多言語対応公演に限り、文芸費(翻訳料)、舞台費(字幕版賃借料)及び謝金(翻訳謝金)を補助対象とする。

2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律

(昭和30年8月27日法律第179号)

第一章 総則

(この法律の目的)

第1条 この法律は、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「補助金等」とは、国が国以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

- 一 補助金
 - 二 負担金（国際条約に基く分担金を除く。）
 - 三 利子補給金
 - 四 その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるもの
- 2 この法律において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- 3 この法律において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。
- 4 この法律において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。
- 一 国以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従つて交付するもの
 - 二 利子補給金又は利子の軽減を目的とする前号の給付金の交付を受ける者が、その交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金
- 5 この法律において「間接補助事業等」とは、前項第一号の給付金の交付又は同項第二号の資金の融通の対象となる事務又は事業をいう。
- 6 この法律において「間接補助事業者等」とは、間接補助事業等を行う者をいう。
- 7 この法律において「各省各庁」とは、財政法（昭和22年法律第34号）第21条に規定する各省各庁をいい、「各省各庁の長」とは、同法第20条第2項に規定する各省各庁の長をいう。

(関係者の責務)

- 第3条 各省各庁の長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当つては、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従つて公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。
- 2 補助事業者等及び間接補助事業者等は、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、法令の定及び補助金等の交付の目的又は間接補助金等の交付若しくは融通の目的に従つて誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うように努めなければならない。

(他の法令との関係)

第4条 補助金等に関しては、他の法律又はこれに基く命令若しくはこれを実施するための命令に特別の定めのあるものを除くほか、この法律の定めるところによる。

第二章 補助金等の交付の申請及び決定

(補助金等の交付の申請)

第5条 補助金等の交付の申請（契約の申込を含む。以下同じ。）をしようとする者は、政令で定めるところにより、補助事業等の目的及び内容、補助事業等に要する経費その他必要な事項を記載した申請書に各省各庁の長が定める書類を添え、各省各庁の長に対しその定める時期までに提出しなければならない。

（補助金等の交付の決定）

第6条 各省各庁の長は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤がないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、すみやかに補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をしなければならない。

- 2 各省各庁の長は、補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間（法令により当該各省各庁の長と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該各省各庁の長に到達するまでに通常要すべき標準的な期間）を定め、かつ、これを公表するよう努めなければならない。
- 3 各省各庁の長は、第一項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。
- 4 前項の規定により補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えてその交付の決定をするに当たっては、その申請に係る当該補助事業等の遂行を不当に困難とさせないようにしなければならない。

（補助金等の交付の条件）

第7条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をする場合において、法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を附するものとする。

- 一 補助事業等に要する経費の配分の変更（各省各庁の長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。
 - 二 補助事業等を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業等に要する経費の使用方法に関する事項
 - 三 補助事業等の内容の変更（各省各庁の長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。
 - 四 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。
 - 五 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となつた場合においては、すみやかに各省各庁の長に報告してその指示を受けるべきこと。
- 2 各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を附することができる。
 - 3 前二項の規定は、これらの規定に定める条件のほか、各省各庁の長が法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要な条件を附することを妨げるものではない。
 - 4 補助金等の交付の決定に附する条件は、公正なものでなければならず、いやしくも補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度をこえて不当に補助事業者等に対し干渉をするようなものであつてはならない。

（決定の通知）

第8条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知しなければならない。

（申請の取下げ）

第9条 補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、各省各庁の長の定める期日までに、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかつたものとみなす。

(事情変更による決定の取消等)

第10条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 各省各庁の長が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなつた場合その他政令で定める特に必要な場合に限る。

3 各省各庁の長は、第一項の規定による補助金等の交付の決定の取消により特別に必要となつた事務又は事業に対しては、政令で定めるところにより、補助金等を交付するものとする。

4 第8条の規定は、第一項の処分をした場合について準用する。

第三章 補助事業等の遂行等

(補助事業等及び間接補助事業等の遂行)

第11条 補助事業者等は、法令の定並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令に基く各省各庁の長の処分に従い、善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行わなければならない、いやしくも補助金等の他の用途への使用（利子補給金にあつては、その交付の目的となつていいる融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。以下同じ。）をしてはならない。

2 間接補助事業者等は、法令の定及び間接補助金等の交付又は融通の目的に従い、善良な管理者の注意をもつて間接補助事業等を行わなければならない、いやしくも間接補助金等の他の用途への使用（利子の軽減を目的とする第2条第4項第1号の給付金にあつては、その交付の目的となつていいる融資又は利子の軽減をしないことにより間接補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいい、同項第2号の資金にあつては、その融通の目的に従つて使用しないことにより不当に利子の軽減を受けたことになることをいう。以下同じ。）をしてはならない。

(状況報告)

第12条 補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等の遂行の状況に関し、各省各庁の長に報告しなければならない。

(補助事業等の遂行等の命令)

第13条 各省各庁の長は、補助事業者等が提出する報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件に従つて遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従つて当該補助事業等を遂行すべきことを命ずることができる。

2 各省各庁の長は、補助事業者等が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第14条 補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に各省各庁の長の定める書類を添えて各省各庁の長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

(補助金等の額の確定等)

第15条 各省各庁の長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知しなければならない。

(是正のための措置)

第16条 各省各庁の長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して命ずることができる。

2 第14条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業等について準用する。

第四章 補助金等の返還等

(決定の取消)

第17条 各省各庁の長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基く各省各庁の長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 各省各庁の長は、間接補助事業者等が、間接補助金等の他の用途への使用をし、その他間接補助事業等に関して法令に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 前二項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

4 第8条の規定は、第1項又は第2項の規定による取消をした場合について準用する

(補助金等の返還)

第18条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

2 各省各庁の長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

3 各省各庁の長は、第1項の返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消が前条第2項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(加算金及び延滞金)

第19条 補助事業者等は、第17条第1項の規定又はこれに準ずる他の法律の規定による処分に関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、政令で定めるところにより、その命令に係る補助金等の受領の日から

納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を国に納付しなければならない。

- 2 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、政令で定めるところにより、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。
- 3 各省各庁の長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(他の補助金等の一時停止等)

第20条 各省各庁の長は、補助事業者等が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(徴収)

第21条 各省各庁の長が返還を命じた補助金等又はこれに係る加算金若しくは延滞金は、国税滞納処分の場合により、徴収することができる。

- 2 前項の補助金等又は加算金若しくは延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第五章 雑則

(理由の提示)

第21条の2 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定の取消し、補助事業等の遂行若しくは一時停止の命令又は補助事業等の是正のための措置の命令をするときは、当該補助事業者等に対してその理由を示さなければならない。

(財産の処分の制限)

第22条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

(立入検査等)

第23条 各省各庁の長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(不当干渉等の防止)

第24条 補助金等の交付に関する事務その他補助金等に係る予算の執行に関する事務に従事する国又は都道府県の職員は、当該事務を不当に遅延させ、又は補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度をこえて不当に補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して干渉してはならない。

(行政手続法 の適用除外)

第24条の2 補助金等の交付に関する各省各庁の長の処分については、行政手続法（平成5年法律第88号）第2章及び第3章の規定は、適用しない。

(不服の申出)

第25条 補助金等の交付の決定、補助金等の交付の決定の取消、補助金等の返還の命令その他補助金等の交付に関する各省各庁の長の処分に対して不服のある地方公共団体は、政令で定めるところにより、各省各庁の長に対して不服を申し出ることができる。

2 各省各庁の長は、前項の規定による不服の申出があつたときは、不服を申し出た者に意見を述べる機会を与えた上、必要な措置をとり、その旨を不服を申し出た者に対して通知しなければならない。

3 前項の措置に不服のある者は、内閣に対して意見を申し出ることができる。

(事務の実施)

第26条 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部を各省各庁の機関に委任することができる。

2 国は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行うこととすることができる。

3 前項の規定により都道府県が行うこととされる事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律 の適用除外)

第26条の2 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による手続については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条及び第4条の規定は、適用しない。

(電磁的記録による作成)

第26条の3 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により作成することとされている申請書等（申請書、書類その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次条において同じ。）については、当該申請書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知

覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして各省各庁の長が定めるものをいう。次条第1項において同じ。）の作成をもつて、当該申請書等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該申請書等とみなす。

(電磁的方法による提出)

第26条の4 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による申請書等の提出については、当該申請書等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて各省各庁の長が定めるものをいう。次項において同じ。）をもつて行うことができる。

2 前項の規定により申請書等の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該申請書等の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。

(適用除外)

第27条 他の法律又はこれに基く命令若しくはこれを実施するための命令に基き交付する補助金等に関しては、政令で定めるところにより、この法律の一部を適用しないことができる。

(政令への委任)

第28条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第29条 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受け、又は間接補助金等の交付若しくは融通を受けた者は、5年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の場合において、情を知つて交付又は融通をした者も、また同項と同様とする。

第30条 第11条の規定に違反して補助金等の他の用途への使用又は間接補助金等の他の用途への使用をした者は、3年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第31条 次の各号の一に該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

- 一 第13条第2項の規定による命令に違反した者
- 二 法令に違反して補助事業等の成果の報告をしなかつた者
- 三 第23条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

第32条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定のあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、当該法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合においては、その代表者又は管理人が訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第33条 前条の規定は、国又は地方公共団体には、適用しない。

2 国又は地方公共団体において第29条から第31条までの違反行為があつたときは、その行為をした各省各庁の長その他の職員又は地方公共団体の長その他の職員に対し、各本条の刑を科する。

附 則 抄

1 この法律は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。ただし、昭和29年度分以前の予算により支出された補助金等及びこれに係る間接補助金等に関しては、適用しない。

2 この法律の施行前に補助金等が交付され、又は補助金等の交付の意思が表示されている事務又は事業に関しては、政令でこの法律の特例を設けることができる。

3 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（抄）

（昭和30年9月26日政令第255号）

（補助金等の交付の申請の手続）

第3条 法第5条の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
 - 二 補助事業等の目的及び内容
 - 三 補助事業等の経費の配分、経費の使用法、補助事業等の完了の予定期日その他補助事業等の遂行に関する計画
 - 四 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎
 - 五 その他各省各庁の長が定める事項
- 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添附しなければならない。
- 一 申請者の営む主な事業
 - 二 申請者の資産及び負債に関する事項
 - 三 補助事業等の経費のうち補助金等によつてまかなわれる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法
 - 四 補助事業等の効果
 - 五 補助事業等に関して生ずる収入金に関する事項
 - 六 その他各省各庁の長が定める事項
- 3 第1項の申請書若しくは前項の書類に記載すべき事項の一部又は同項の規定による添附書類は、各省各庁の長の定めるところにより、省略することができる。

（事業完了後においても従うべき条件）

第4条 各省各庁の長は、補助金等の交付の目的を達成するため必要がある場合には、その交付の条件として、補助事業等の完了後においても従うべき事項を定めるものとする。

（事情変更による決定の取消ができる場合）

第5条 法第10条第2項に規定する政令で定める特に必要な場合は、補助事業者等又は間接補助事業者等が補助事業等又は間接補助事業等を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業等又は間接補助事業等に要する経費のうち補助金等又は間接補助金等によつてまかなわれる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業等又は間接補助事業等を遂行することができない場合（補助事業者等又は間接補助事業者等の責に帰すべき事情による場合を除く。）とする。

（決定の取消に伴う補助金等の交付）

第6条 法第10条第3項の規定による補助金等は、次に掲げる経費について交付するものとする。

- 一 補助事業等に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
 - 二 補助事業等を行うため締結した契約の解除により必要となつた賠償金の支払に要する経費
- 2 前項の補助金等の額の同項各号に掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、法第10条第1項の規定による取消に係る補助事業等についての補助金等に準ずるものとする。

（補助事業等の遂行の一時停止）

第7条 各省各庁の長は、法第13条第2項の規定により補助事業等の遂行の一時停止を命ずる場合においては、補助事業者等が当該補助金等の交付の内容及びこれに附した条件に適合させるための措置を各省各庁の長の指定する期日までにとらないときは、法第17条第1項の規定により当該補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を、明らかにしなければならない。

(国の会計年度終了の場合における実績報告)

第8条 法第14条後段の規定による補助事業等実績報告書には、翌年度以降の補助事業等の遂行に関する計画を附記しなければならない。ただし、その計画が当該補助金等の交付の決定の内容となつた計画に比して変更がないときは、この限りでない。

(補助金等の返還の期限の延長等)

第9条 法第18条第3項の規定による補助金等の返還の期限の延長又は返還の命令の全部若しくは一部の取消は、補助事業者等の申請により行うものとする。

2 補助事業者等は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面に、当該補助事業等に係る間接補助金等の交付又は融通の目的を達成するためとつた措置及び当該補助金等の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、これを各省各庁の長に提出しなければならない。

3 各省各庁の長は、法第18条第3項の規定により補助金等の返還の期限の延長又は返還の命令の全部若しくは一部の取消をしようとする場合には、財務大臣に協議しなければならない。

(加算金の計算)

第10条 補助金等が2回以上に分けて交付されている場合における法第19条第1項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額をこえるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

2 法第19条第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者等の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。

(延滞金の計算)

第11条 法第19条第2項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金等の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(加算金又は延滞金の免除)

第12条 第9条の規定は、法第19条第3項の規定による加算金又は延滞金の全部又は一部の免除について準用する。この場合において、第9条第2項中「当該補助事業等に係る間接補助金等の交付又は融通の目的を達成するため」とあるのは、「当該補助金等の返還を遅延させないため」と読み替えるものとする。

(処分を制限する財産)

第13条 法第22条に規定する政令で定める財産は、次に掲げるものとする。

- 一 不動産
- 二 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック
- 三 前二号に掲げるものの従物
- 四 機械及び重要な器具で、各省各庁の長が定めるもの
- 五 その他各省各庁の長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

(財産の処分の制限を適用しない場合)

第14条 法第22条ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 補助事業者等が法第7条第2項の規定による条件に基き補助金等の全部に相当する金額を国に納付し

た場合

- 二 補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合
- 2 第9条第3項から第5項までの規定は、前項第2号の期間を定める場合について準用する。

(不服の申出の手続)

- 第15条 法第25条第1項の規定により不服を申し出ようとする者は、当該不服の申出に係る処分のお知らせを受けた日(処分について通知がない場合においては、処分があつたことを知つた日)から30日以内に、当該処分の内容、処分を受けた年月日及び不服の理由を記載した不服申出書に参考となるべき書類を添えて、これを当該処分をした各省各庁の長(法第26条第1項の規定により当該処分を委任された機関があるときは当該機関とし、同条第2項の規定により当該処分を行うこととなつた都道府県の知事又は教育委員会があるときは当該知事又は教育委員会とする。以下この条において同じ。)に提出しなければならない。
- 2 各省各庁の長は、通信、交通その他の状況により前項の期間内に不服を申し出なかつたことについてやむを得ない理由があると認める者については、当該期間を延長することができる。
 - 3 各省各庁の長は、第一項の不服の申出があつた場合において、その申出の方式又は手続に不備があるときは、相当と認められる期間を指定して、その補正をさせることができる。

補助金交付要望書と一緒に提出してください

平成29年度劇場・音楽堂等活性化事業
補助金交付要望書チェックシート

事業区分	劇場・音楽堂等間ネットワーク構築支援事業		
団体名			
担当者	(所属部課) (職・氏名)	連絡先 電話番号	(昼間) (内線) (時間外) (FAX)
確認事項	必ずどちらかにチェックを入れてください。↓ 消費税等仕入控除税額の取扱い <input type="checkbox"/> 課税事業者 <input type="checkbox"/> 免税事業者及び簡易課税事業者 ※課税事業者は「消費税等仕入控除額予算書(課税事業者用)」を記載してください。		

※各項目について提出書類に不備のないことを確認の上、□欄にチェックしてください。

【提出書類について】

- 1. 要望額の計算はあっていますか。
- 2. 応募者となる劇場・音楽堂等の運営者又は実演芸術団体の平成28年度の主な主催事業・活動に関するチラシ等は添付しましたか。
- 3. 公演を実施する劇場・音楽堂等の施設に関するパンフレット等は添付しましたか。
- 4. 応募者は、巡回公演を企画・制作しかつ経理事務を代表する劇場・音楽堂等又は実演芸術団体となっていますか。
- 5. 応募者となる劇場・音楽堂等の運営者又は実演芸術団体の定款、寄附行為等の書類は添付しましたか。
- 6. 応募書類には、ページ番号(通し番号)を記載しましたか。(パンフレット等の添付資料は不要。)
- 7. 応募書類は写しを取りましたか。
(提出書類等は返却しませんので、必ず写しを取り保管してください。)
- 8. 応募書類(A4)は文字の大きさを9ポイント以上とし、各様式に収めましたか。
- 9. 応募書類を印刷した際に文字切れ等がなく、入力した事項が全て印字されているか確認しましたか。
- 10. 応募書類及び添付書類は全てそろっていますか。
(提出必要書類以外の書類は、添付しないでください。)

平成29年度「劇場・音楽堂等活性化事業」補助金交付要望書 (劇場・音楽堂等間ネットワーク構築支援事業)

文化庁長官 殿

劇場・音楽堂等名	〒	■劇場・音楽堂等の正式名称を記載してください。通称などがある場合には括弧書きで記載してください。 ※実演芸術団体からの応募の場合は空欄にしてください。
住所		
応募団体名	〒	■実行委員会名義による応募は出来ません。
住所		
代表者職・氏名		

代表者印を押印してください。

印

上記事業について、以下の資料を添えて提出します。

- 記
- 応募団体の概要 (様式1)
 - 公演団体の概要 (様式2)
 - 巡回公演の概要 (様式3)
- 提出書類一式に、通しでページ番号を記入してください。(但し、パンフレットやチラシ等の別添書類を除く。)
- 公演名、要望額を記入してください。
- (公演名)
- (要望額) 0千円
- (分野)

<input type="checkbox"/> 多言語対応公演	多言語対応公演として申請する場合はチェックすること。				
<input type="checkbox"/> 音楽	<input type="checkbox"/> オーケストラ	<input type="checkbox"/> オペラ	<input type="checkbox"/> 室内楽	<input type="checkbox"/> 合唱	
<input type="checkbox"/> 舞踊	<input type="checkbox"/> バレエ	<input type="checkbox"/> 現代舞踊	<input type="checkbox"/> 民族舞踊		
<input type="checkbox"/> 演劇	<input type="checkbox"/> 現代演劇	<input type="checkbox"/> 児童演劇	<input type="checkbox"/> 人形劇	<input type="checkbox"/> ミュージカル	
<input type="checkbox"/> 伝統芸能	<input type="checkbox"/> 古典演劇	<input type="checkbox"/> 邦楽	<input type="checkbox"/> 邦舞	<input type="checkbox"/> 雅楽	
<input type="checkbox"/> 演芸	<input type="checkbox"/> 落語	<input type="checkbox"/> 講談	<input type="checkbox"/> 浪曲	<input type="checkbox"/> 漫才	<input type="checkbox"/> 奇術

- 巡回公演の実施計画書 (様式4)
 - 巡回公演の日程表 (様式5)
 - 予算計画書 (様式6)
- 「分野」を選択してください。

【確認事項】

1. 文化庁の他の補助事業(※)及び芸術文化振興基金への応募について

補助を受けようとする全ての公演について重複した応募がないことを確認しましたか	
--	--

【担当者連絡先】 応募内容に関して問い合わせる場合があります。日中連絡可能な連絡先を記入してください。

所属名・役職			
(ふりがな) 担当者氏名			
電話番号	FAX		
	メールアドレス		
審査結果等送付先	〒		

選択してください。

応募団体の概要

様式1
(平成28年11月1日現在)

劇場・音楽堂等 又は 実演芸術団体の 名称	(ふりがな)			平成28年11月1日現在で記入してくだ
代表者	(ふりがな)		(役職)	
所在地	〒			(電話)
				(FAX)
団体設立年月	年	月	法人設立年月	年 月 (主務官庁名)

設立目的 沿革	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block;">役職、氏名を記入してください。</div>		
------------	--	--	--

組織	役 職 員	団 体 構 成 員 及 び 加 入 条 件 等
	理事長:〇〇〇 館長:〇〇〇	【団体構成員】 〇〇〇:〇名、〇〇〇:〇名 【加入条件】

団体や構成員の 受賞歴	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block;">単位:千円で記入してください</div>		
----------------	---	--	--

		平成25年度	平成26年度	平成27年度
団体の 財務 状況	総収入	千円	千円	千円
	総支出	千円	千円	千円
	当期損益	千円	千円	千円
	総収入のうち、各種補助金・助成金等受領実績(文化庁及び芸術文化振興会の支援・助成を含む)	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block;">単位:千円で記入してください</div>		
公演の事業数	本(事業費 千円)	本(事業費 千円)	本(事業費 千円)	

応募団体の概要

様式1

		文化庁又は芸術文化振興会支援公演	左記以外の主催公演
公演の実績	平成25年度	文化庁〇〇〇事業:「〇〇公演」 トップレベルの舞台芸術創造事業:「〇〇公演」 地域の文化振興等の活動:「〇〇事業」	〇〇〇基金:「〇〇〇公演」 〇〇〇財団:「〇〇〇事業」
	平成26年度		
	平成27年度		

■ 過去3年間の実績を記入してください。

公演団体の概要

様式2

応募団体と同一の場合は「前項と同じ」等と記入してください。

(平成28年11月1日現在)

団体の名称	(ふりがな)		
	平成28年11月1日現在で記入してください。		
代表者	(役職)		
	(ふりがな)		
所在地	(氏名)		
	〒		
過去の公演実績	電話		FAX
団体や構成員の受賞歴			

補助対象公演の実施計画書

補助対象となる公演についてのみ記入してください。

様式4

1	公演日程(公演時刻)	2017年8月2日(○) 18:00-21:00	
	会場	劇場・音楽堂等の名称 ○○会館 所在地:都道府県: ○○県 市区町村: ○○市○○区	
	主催/共催他		
	入場者数(目標)	(うち、外国人 人)	
	入場料金	人:*,***円、小人***円	
	要望額	**(千円)	
チェック欄	<input checked="" type="checkbox"/> ①文化庁の他の補助事業や芸術文化振興基金に応募していないことを実演芸術団体(劇場・音楽堂等)に確認しましたか <input checked="" type="checkbox"/> ②公演の対象(観客等)が社会的に開かれていますか		
2	公演日程(公演時刻)) 17:00-20:00	
	会場	劇場・音楽堂等の名称 ○○会館 所在地:都道府県: ○○県 市区町村: ○○市○○区	
	主催/共催他		
	入場者数(目標)	人 (うち、外国人 人)	
	入場料金		
	要望額	**(千円)	
チェック欄	<input checked="" type="checkbox"/> ①文化庁の他の補助事業や芸術文化振興基金に応募していないことを実演芸術団体(劇場・音楽堂等)に確認しましたか <input checked="" type="checkbox"/> ②公演の対象(観客等)が社会的に開かれていますか		
3	公演日程(公演時刻)	2017年9月5日(○) 18:00-21:00	
	会場	劇場・音楽堂等の名称 ○○会館 所在地:都道府県: ○○県 市区町村: ○○市○○区	
	主催/共催他		
	入場者数(目標)	人 (うち、外国人 人)	
	入場料金	一般*,***円、高校生***円、中学生以下***円	
	要望額	**(千円)	
チェック欄	<input checked="" type="checkbox"/> ①文化庁の他の補助事業や芸術文化振興基金に応募していないことを実演芸術団体(劇場・音楽堂等)に確認しましたか <input checked="" type="checkbox"/> ②公演の対象(観客等)が社会的に開かれていますか		

公演数にあわせて、適宜ページを追加してください。

予算計画書

【補助対象経費（多言語対応公演を除く）】

様式6-I

公演名	下記の「※要望額について」を確認し、必ず記入してください。
要望額（※）	千円

（支出）可能な限り詳細な積算を行い、記入してください。

項目	内訳	予算額(円)	小計(千円)
旅費	交通費 ○○会館***×○人、***×○人 ○○会館:***×○人、***×○人	*,*** ***	0
	宿泊費		0
	日当		0
運搬費			0
小計 (A)			0
消費税等仕入控除税額計 (C) *{小計 (A) - 課税対象外経費計} ×8/108			0
補助対象経費計 (D) *小計 (A) - 消費税等仕入控除税額計 (C)			0

消費税等仕入控除額予算書（課税事業者用）

補助対象経費のうち課税対象外経費

項目	内訳	予算額(円)	小計(千円)
旅費	交通費	■課税事業者のみ記入してください。	0
	宿泊費	■補助対象経費のうち課税対象外経費について記入してください。	0
	日当	■課税対象に該当するか否かは、最寄りの税務署等にて御確認ください。	0
運搬費			0
課税対象外経費計			0
補助対象経費 小計 (A)			0
消費税等仕入控除税額計 (C) *{小計 (A) - 課税対象外経費計} ×8/108			0
補助対象経費計 (D) *小計 (A) - 消費税等仕入控除税額計 (C)			0

※要望額について

【課税業者の場合】

補助対象経費計(D)の範囲内の額を記入する。

【その他の場合】

支出小計(A)の範囲内の額を記入する。

【補助対象経費（多言語対応公演）】

様式6-I

公演名	下記の「※要望額について」を確認し、必ず記入してください
-----	------------------------------

要望額（※）		千円
--------	--	----

（支出）可能な限り詳細な積算を行い、記入してください。

項目		内訳	予算額（円）	小計（千円）
文芸費				0
舞台費				0
運搬費				0
旅費	交通費	○○会館***×○人、***×○人 ○○会館:***×○人、***×○人	*,*** ***	0
	宿泊費	■補助対象となる公演の経費のみ計上してください。 ■応募要領4ページにある「6 補助対象経費」を参考に作成してください。		
	日当			
謝金				0
小計(A)				0
消費税等仕入控除税額計 (C)				0
補助対象経費計(D)				0

円単位で記入してください。

消費税等仕入控除額予算書（課税事業者用）

補助対象経費のうち課税対象外経費

項目	内訳	予算額（千円）	小計（千円）
文芸費	■課税事業者のみ記入してください。		0
舞台費・運搬費	■補助対象経費のうち課税対象外経費について記入してください。		0
旅費・謝金			0
課税対象外経費計			0
補助対象経費 小計 (A)			0
消費税等仕入控除税額計 (C)			0
*{小計 (A)-課税対象外経費計} ×8/108			0
補助対象経費計 (D)			0
*{小計 (A)-消費税等仕入控除税額計 (C)}			0

※要望額について

【課税業者の場合】

補助対象経費(D)の範囲内の額を記入する。

【その他の場合】

支出小計(A)の範囲内の額を記入する。

予算計画書

【補助対象事業・全体計画】

様式6-Ⅱ

巡回公演に係る全体の収支予算積算書を作成してください。（様式6-Ⅰ 補助対象経費を含む。）

(収入)

項目	内 訳	予算額 (千円)	小計 (千円)	項目	内 訳	予算額 (千円)	小計 (千円)
寄附金・協賛金			0	寄附金・協賛金			0
プログラム等売上収入			0	プログラム等売上収入			0
広告料・その他の収入			0	広告料・その他の収入			0
補助金・助成金	■本応募以外の補助金・助成金を記入してください。		計 0	自己負担金			0
				合 計			0

(支出)

項目	内 訳	予算額 (千円)	小計 (千円)	項目	内 訳	予算額 (千円)	小計 (千円)
出演費			0	会場費			0
音楽費			0	旅費			0
文芸費			0	謝金			0
舞台費			0	宣伝費			0
運搬費			0	印刷費			0
				諸経費			0
				合 計			0

(収入)合計額と(支出)の合計額は一致します。